

愛南町小規模下水道事業経営戦略

団体名： 愛媛県愛南町

事業名： 小規模下水道事業

策定日： 平成29年3月

計画期間： 平成29年度～平成38年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

①施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水 <ul style="list-style-type: none"> 一本松ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ 平成13年度(15年) 御在所ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ 平成7年度(21年) 和口ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ 平成16年度(12年) ・漁業集落排水 <ul style="list-style-type: none"> 平瀬ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ 平成11年度(17年) 家串ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ 平成14年度(14年) 油袋ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ 平成14年度(14年) 網代ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ 平成17年度(11年) ・個別排水処理 平成16年度(12年) 	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適
処理区域内人口密度	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水 2,148.65(人/k㎡) ・漁業集落排水 2,676.67(人/k㎡) ・個別排水処理 375.00(人/k㎡) 	流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水 3区(広見処理区・御在所処理区・和口処理区) ・漁業集落排水 4区(平瀬処理区・家串処理区・油袋処理区・魚神山、網代処理区) ・個別排水処理 1区(和口処理区) 		
処理場数	<ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水 3箇所(一本松ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ・御在所ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ・和口ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ) ・漁業集落排水 4箇所(平瀬ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ・家串ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ・油袋ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ・網代ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ) ・個別排水処理 処理場なし 		
広域化・共同化・最適化実施状況*1	実施なし		

*1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

②使用料

一般家庭用使用料 体系の概要・考え方	汚水量に応じて料金を負担する従量制を採用しています。 ・使用料(1か月につき) 基本料金 1,430 円(10 m ³ まで) + (96 円×超過水量) + 消費税 汚水量上限(50 m ³ まで)		
業務用使用料 体系の概要・考え方	汚水量に応じて料金を負担する従量制を採用しています。 ・使用料(1か月につき) 基本料金 1,430 円(10 m ³ まで) + (96 円×超過水量) + 消費税		
その他の使用料 体系の概要・考え方	該当なし		
条例上の使用料*2 (20 m ³ あたり)	平成 25 年度	2,580 円	実質的な使用料*3 (20 m ³ あたり)
	平成 26 年度	2,580 円	
	平成 27 年度	2,580 円	
	平成 25 年度	2,530 円	
	平成 26 年度	2,550 円	
	平成 27 年度	2,820 円	

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における 20 m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③組織

職員数	1 名(兼任)
事業運営組織	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">環境衛生課長</div> <div style="margin: 10px 0;">└───┘</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">環境衛生係</div> </div>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務について、民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付

経営比較分析表

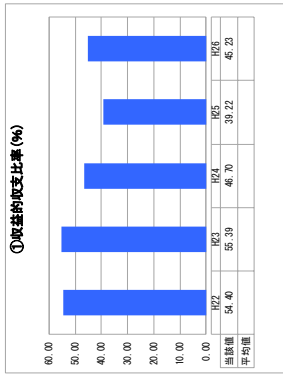
豊橋市 豊南町	業種名	事業名	類似団体区分	人口(人)	面積(km²)	人口密度(人/km²)
	法非適用	下水道事業	F2	23,573	238.98	98.64
	資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	有取率(%)	処理区域内人口(人)	処理区域面積(km²)	処理区域人口密度(人/km²)
	-	該当数値なし	100.00	1,990	0.74	2,148.65
			1か月20m³当たり取集料金(円)			
			2,580			

グラフ凡例

- 当該団体の値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

【】 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



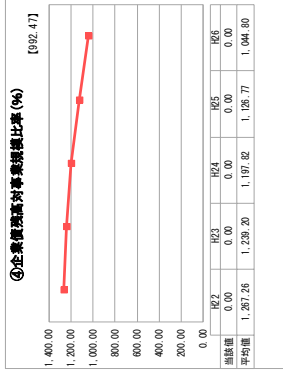
「単年度の収支」



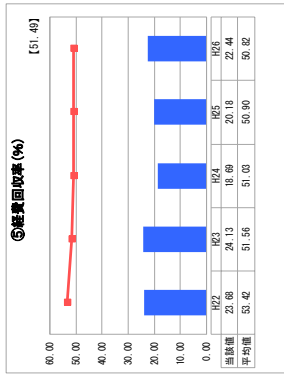
「黒種欠損」



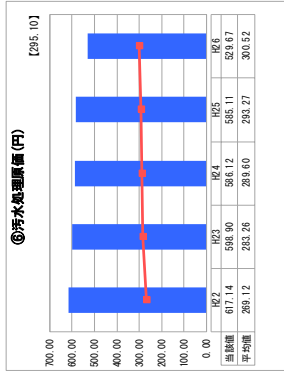
「支払能力」



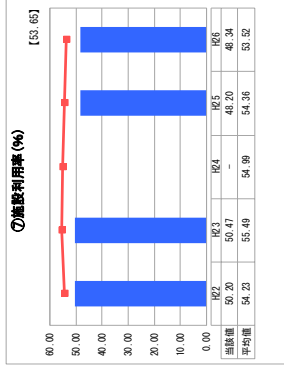
「償還割合」



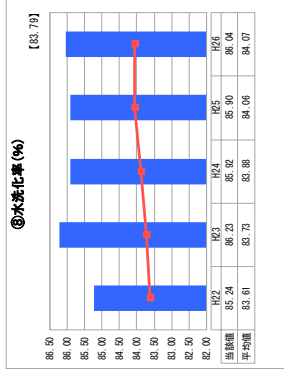
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用対象の精製」

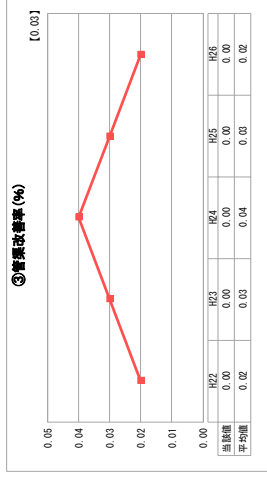
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年劣化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

・収益的収支比率については、近年は下降傾向にあるが、比率も50%を割り込んでいない状況であるものの、平成26年度においては、6%程度上昇している。下降の要因としては平成24年度に実施した町内無排水施設料金統一を行なったことによる費用収入の減少や維持修繕費の増加である。今後は、地方債借入金や減少していく見込みであり、徐々に改善していくものと考えられる。

・汚水処理原価については、年々減少してはいるものの、類似団体と比較すると非常に高く維持しており、経営規模に対し、地方債借入金の増大が大きく、私利私欲を含めた借入が収益を圧迫させていると考えられる。(地方債借入額は、汚水処理原価は、今後減少していくことから、汚水処理原価は、さらに減少すると思われる。) 汚水処理原価の増大を抑制し、類似団体平均51.40%に対し、70%前後と低く維持していること、取集料については使用料以外の収入に依存していること、収益については使用料以外の収入に依存していることが考えられ、経営の効率性を低下させる要因となっている。

・施設利用率については、ほぼ横ばいであるが、類似団体と比較すると若干下回っており、施設の稼働状況等の把握及び稼働が必要である。また、平成24年度については、決算統計上の数値が入り遅れたため、算出されていない。

・水流比率については、85%前後を推移しており、類似団体と比較して高い数値を維持しているが、今後の使用料収入の増加を図るため、さらなる水流比率の上昇を目指す。

2. 老朽化の状況について

本町の農業排水施設は、供用開始より15年以上経過している施設もあり、特に機械・電気設備については老朽化による機能低下等、今後の施設運営上の課題が懸念される。このためライフサイクルコストの削減や今後の維持管理にかけた経費の平準化を目的として、平成25~26年度に施設の機能診断及び整備計画の策定に取組んだことである。

今後は、施設を低コスト化及び長寿命化に向け、計画的な維持管理が必要である。

全体総括

1. 経営の健全性・効率性について分析した結果、特に改善が必要だと考えられるのは、収益的収支比率、経費回収率及び汚水処理原価である。この結果により収益が使用料以外の収入に依存していることが顕著にあらわれているが、今後は地方債借入額の減少により徐々に改善される見通しがある。また、更なる健全化を目指すため、適切な費用対への見直しや水流化の普及促進等を実施することで、利用効率を高める等、使用料収入を確保し、経営改善に努めることが必要である。

2. 老朽化の状況については、平成26年度に策定した施設整備計画に基づき、老朽化した施設の改修・更新等、機能強化を実施することで、安定した水質の確保と、施設の低コスト化及び長寿命化を図り、施設への投資額の削減に努める。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を提示していません。
 ※ 平成22年度から平成26年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

経営比較分析表

愛媛県 愛南町

業種名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	漁業集落排水	H2
資金不足比率 (%)	自己資本増設比率 (%)	普及率 (%)	1か月20㎡当たり家数割合 (円)
-	該当数値なし	3.58	2,580
取組比率 (%)	有取組 (%)	100.00	

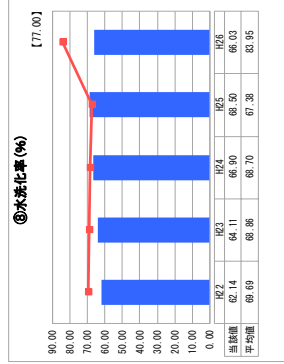
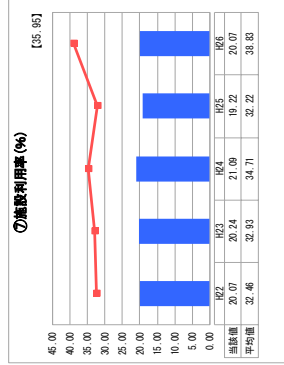
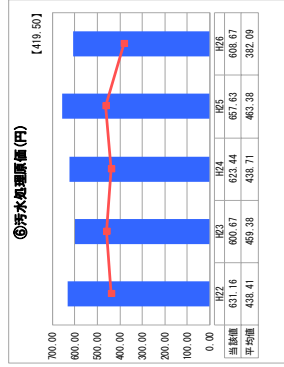
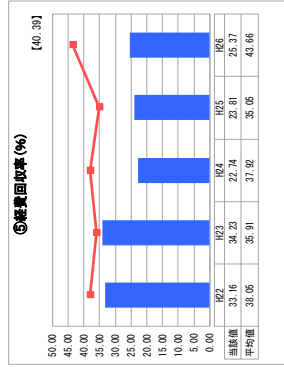
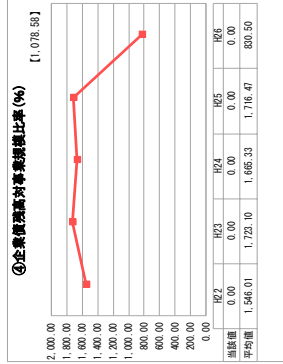
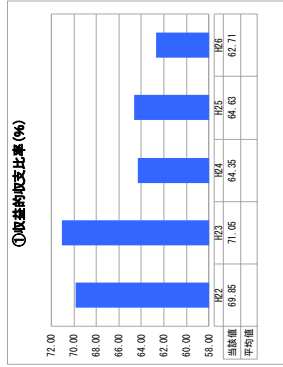
人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
23,573	238.98	98.64
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
839	0.30	2,796.67

グラフ凡例

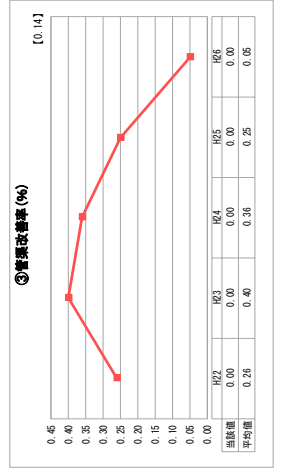
- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

・収益的収支比率は100%を下回っており、また、平成26年度においては、直近5年間で最低の比率となつていいる。主な要因としては平成24年度より町内の集落排水施設使用料の統一を行つたことによる使用料収入の減少や施設の老朽化による維持修繕費であるが、今後は地方債償還金が増加していく見込みであり、徐々に改善していくものと考えられる。

・汚水処理原価については、ほぼ横ばいであるが、類似団体と比較すると高い水準で推移していることから、維持管理費の削減や稼働率の向上等の経営改善が必要である。

・経費回収率については、平成24年度から上昇傾向にあるが、類似団体平均40.39%と比較すると低水準で推移しており、収益に上乗せは、使用料以外の収入に依存していることが考えられ、経営の効率性を低下させていることとなっている。

・施設利用率については、ほぼ横ばいであるが、類似団体平均と比較すると低く推移しているため、適切な施設規模となつていくか検討する必要がある。

・水劣化率については、近年は65前後で横ばい状態であるが、類似団体平均と比較すると低く推移している。また、平成26年度においては、接続人口の減少、2.5%程度低下しているが、これは、接続人口の減少が影響していると考えられる。しかし、処理区域内人口は若干増加していることから、未接続への水劣化普及促進の強化に努める必要がある。

2. 老朽化の状況について

本町の漁業集落排水施設は、使用開始から15年以上経過している施設もあり、経年による老朽化が懸念されている。近年ではポンプ施設等、機械施設の故障が頻発に発生しており、これら修繕費の増加が、経営の効率性を低下させている要因である。このため、将来的には施設の長寿命化やライフサイクルコストの削減を図る計画的な維持管理・更新を行うため、漁業集落排水施設の機能保全計画策定に取り組む必要がある。

全体総括

1. 経営の健全性・効率性について分析した結果、本町において、特に改善が必要と考えられるのは、収益的収支比率、経費回収率及び汚水処理原価である。収益が使用料以外の収入に依存していることと、適切な使用料とが課税にあらわれないことから、適切な使用料への見直しや、水劣化の普及促進による使用料収入を確保し、高め、有収水量の増加による使用料収入を確保し、経営改善に努めることが必要である。また今後は、経費削減に努めること、地方債償還金の減少による、収益的収支比率の向上が、近年、経年による施設の故障等が多くなり、修繕費による経費負担も増加していることから、施設の維持修繕や受入計画の増強を検討し、老朽化に備える今後の業務実行ととも、投資額の削減に努める。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。企業価値高対事業規模比率及び管理改善率については、平成26年度の事業数に基づき類似団体平均値を算出しています。

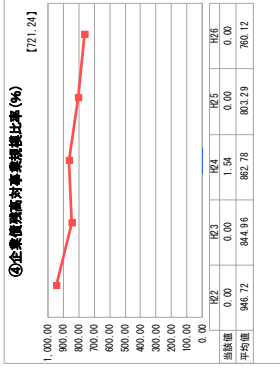
※ 平成22年度から平成23年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数に基づき算出されています。

経営比較分析表

愛媛県 愛南町		業種名		業種名		業種名		人口(人)		面積(km ²)		人口密度(人/km ²)	
法人適用	法非適用	下水道事業	個別排水処理	L3	個別排水処理	23,573	238.98	89,64	処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)	375.00	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	普及率(%)	1か月20㎡当たり事業料金(円)	1か月20㎡当たり事業料金(円)	15	0.04						
-	該当数値なし	0.06	100.00	2,580	2,580								

1. 経営の健全性・効率性について

本事業は、処理区件数8戸、処理区域人口15人と小規模なものである。
・収益的収支比率は、100%を下回っており、かつ、数値も近年は右肩下がりとなっている。要因としては、汚泥引揚料の単価上昇による負担増や修繕費の増加によるものである。
・汚水処理原価については、近年目立った数値の変動はないものの、類似団体と比較すると非常に高い数値を示しており、今後の維持管理費削減や稼働率の向上等の対策が必要である。
・経費回収率については、類似団体平均52.31%に対し、28%程度と低く、収益については、使用料以外の収入に依存していることが考えられ、経営の効率性を低下させている。
・水先化率については、近年は、ほぼ横ばいであるが、類似団体平均80.2%に比べ、10%と低く推移していることから、今後の水先化普及促進の強化が必要である。
・施設利用率については、決算統計上の数値入力間隙のため、算出されていない。



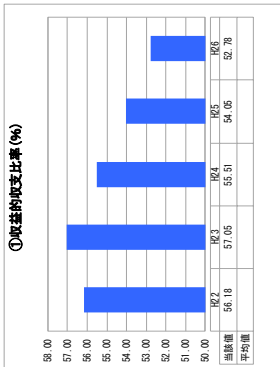
【償還率】



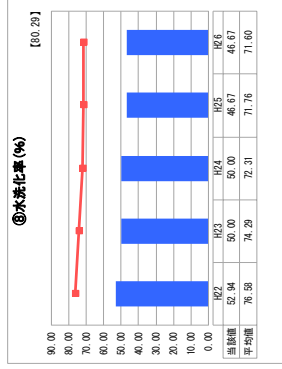
【支払能力】



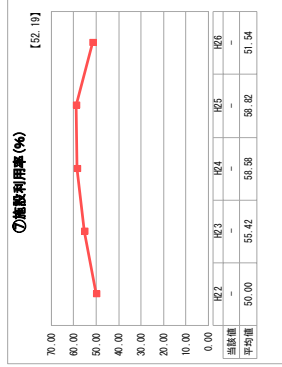
【負債欠損】



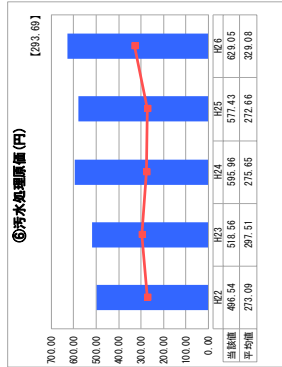
【前年度の収支】



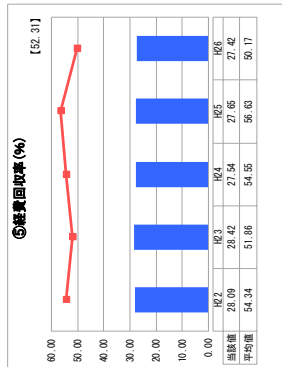
【使用料対象の概況】



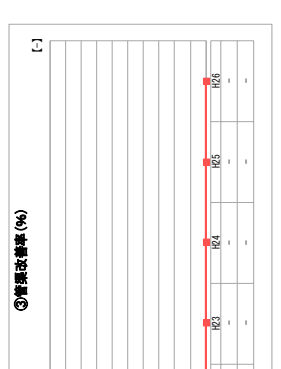
【施設の効率性】



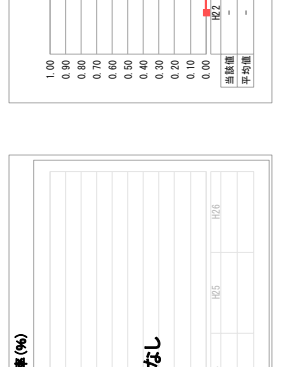
【費用の効率性】



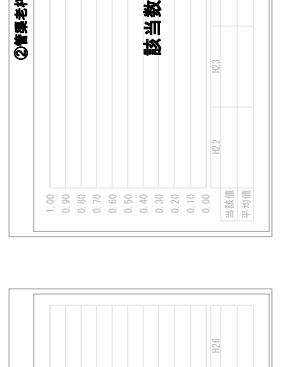
【料金水準の適切性】



【管理の更新投資・老朽化対策の実施状況】



【管理の経年劣化の状況】



【施設全体の減価償却の状況】

2. 老朽化の状況について

本町の個別排水処理施設については、供用開始より10年を経過し、近年においては、浄化槽送風機等、機械類の修繕が増加傾向にある。今後機械類を含め躯体の修繕が発生することが予想され、これらからの費用増減が懸念される。(浄化槽の耐用年数については、国土交通省・農林水産省・環境省が算出したマニュアルより、浄化槽の躯体：30～50年、機械類：7～15年とされている)

全体概況

1. 経営の健全性・効率性について分析した結果、本町においては、収益的収支比率及び経費回収率にあらわれているように、収益が使用料以外の収入に依存していることが分かる。そのため、適切な使用料への算定しや、水先化の普及促進により利用効率を高め、有収水量の増加による使用料収入の確保を図ることが必要である。また、本事業は、経営が小規模であり、処理区域内向口及び件数も少ないことから、早期の水先化率向上を旨とし経営改善に努める。
整備した施設が、現状では適切な水準の料金収入に結びついていないため、運営体制や今後の投資のあり方を見直す必要がある。
2. 老朽化の状況については、近年は機械類の修繕が増加傾向にあり、収益を圧迫していることから、計画的な施設の更新投資を要すること、単年度費用を適し、経営改善に努める。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
※ 平成22年度から平成23年度における各指標の類似団体平均値は、当町の事業数に基づき算出されていますが、企業債返済率対事業規模比率及び管理改善率については、平成26年度の事業数に基づき類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

本町の小規模下水道事業は、公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図ることを目的に実施していますが、人口減少及び少子高齢化の進行等により、下水道使用料収入の大幅な増加が見込めない中、平成7年度から整備した施設・設備の老朽化が進み、多額の改築更新費用が必要になるなど、今後の小規模下水道事業を取り巻く経営環境は大変厳しくなることが予想されます。

小規模下水道事業は、快適で衛生的な町民生活を送るために必要不可欠なものであり、今後も持続的に安定したサービスを提供する必要があることから、次の2点を基本方針として取り組んでいきます。

○水洗化の普及促進

公共用水域の水質保全のため、水洗化の普及促進を図ります。

○収入の確保

収入確保のため、使用料の収納率を向上させるとともに、国庫補助金や企業債等の活用等、適切な財源確保に努めます。

3. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

投資の目標に関する事項	農業集落排水施設(一本松、御在所)について、平成25年度に実施した機能診断調査及び平成26年度に策定した最適整備構想に基づき、老朽化した施設の改修・更新等を実施し、機能強化を図ります。												
管渠、処理場等の建設・更新に関する事項	<p>農業集落排水施設(一本松、御在所)について、機能診断調査及び最適整備構想に基づき、改修工事等を行います。</p> <table border="1" data-bbox="639 1417 1366 1733"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業費(千円)</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>3,500</td> <td>設計委託業務</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>49,000</td> <td>処理水槽防水・防食工事 機械電気機器修繕</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>23,000</td> <td>処理水槽防水・防食工事</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業費(千円)	事業概要	H29	3,500	設計委託業務	H30	49,000	処理水槽防水・防食工事 機械電気機器修繕	H31	23,000	処理水槽防水・防食工事
年度	事業費(千円)	事業概要											
H29	3,500	設計委託業務											
H30	49,000	処理水槽防水・防食工事 機械電気機器修繕											
H31	23,000	処理水槽防水・防食工事											
広域化・共同化・最適化に関する事項	本計画期間中において、広域化等を行う予定はありません。												
投資の平準化に関する事項	ポンプ本体及び動力機器等について、計画的な整備を実施し、常に安定したサービスの提供と、費用の平準化を図ります。												

民間の活力の活用に関する事項 (PPP/PFI など)	本計画期間中において、P F I 等による民間活用の予定はありません。
防災・安全対策に関する事項	本計画期間中における防災・安全対策について、収支計画に計上していませんが、災害が発生した場合は、被災した施設の特定を行い、町民に周知するとともに、応急対策等を実施します。
その他	該当なし

②収支計画のうち財源についての説明

財源の目標に関する事項	小規模下水道事業における主な収益的収入は、営業収益の料金収入、営業外収益の一般会計繰入金となっています。一般会計繰入金については、繰出基準ごとに積み上げて算定し、収支が均衡しない年度においては、基準外繰入として計上しています。
使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項	使用料については、平成 24 年度に改定を行って以来、現行の使用料で運営しており、収支計画においても現行の使用料により算定しています。今後の人口減少及び少子高齢化の進行等により、使用料収入の大幅な増加が見込めないことから、今後も計画的に戸別訪問等による普及促進を図り、引き続き適切に利用されるよう水洗化率の向上を図ります。
企業債に関する事項	平成 30 年度及び平成 31 年度について、建設改良費から特定財源(国庫補助金)を控除し算定しています。
繰入金に関する事項	一般会計からの繰入金には、毎年度、総務省自治財政局から通知される「地方公営企業繰出金について」に定める基準に基づく繰入金(基準内繰入金)とそれ以外の基準に基づかない繰入金(基準外繰入金)があります。 小規模下水道事業は、独立採算制を経営の基本原則としていることから、経営の効率化等による経費削減により、基準外の繰入については、維持管理費の圧縮に努め、必要以上の繰入は行いません。
資産の有効活用に関する事項	活用できる資産はありません。
その他	投資に必要な経費の主な財源は、一般会計及び国等からの補助金となっています。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

民間の活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、 指定管理者制度、PPP/PFI など)	本計画期間中において、P F I 等による民間活用の予定はありません。
--	-------------------------------------

職員給与費に関する事項	職員1名(兼任)で本事業を担当しており、一般会計において予算執行しているため、収支計画に計上していません。
動力費・薬品費・修繕費・委託費・その他に関する事項	過去5年間の実績を基に算定しました。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	人口減少及び少子高齢化の進行等により、使用料収入の大幅な増加が見込めない中、今後、老朽化した施設等の維持管理費が大きな負担となり、維持管理していくことが困難となることが想定されることから、施設の統合等について協議・検討を行いながら、効率的な施設運営を目指します。
投資の平準化に関する事項	供用開始から15年以上経過した施設もあり、老朽化による施設の故障等が多くみられるため、計画的な整備を実施します。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	PFI方式等による民間の資金やノウハウの活用について、検討を行います。
その他の取組	施設の低コスト及び長寿命化を図り、計画的な維持管理に努めます。

②今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	収益が使用料以外の収入で賄われていることが顕著にあらわれていることから、適切な使用料への見直しや、水洗化の普及促進により利用効率を高める等、有収水量の増加による使用料収入を確保し、健全な財政運営に努めます。
資産活用による収入増加の取組について	活用できる資産がないため、検討していません。
その他の取組	国等の補助事業の活用や交付税措置の有利な起債の借入等、適切な財源確保について検討します。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	業務の効率性及びコスト削減を図るため、包括的な民間委託等について検討を行います。
職員給与費に関する事項	職員1名(兼任)で本事業を担当しているため、一般会計において予算執行しています。

動力費に関する事項	処理施設等における電気代等の維持管理費は、汚水処理には欠かせませんが、機器の更新時等には動力費が削減できる機器を設置する等、コストの削減に努めます。
薬品費に関する事項	処理施設等における薬品等の維持管理費は、汚水処理には欠かせませんが、継続的にコストの削減に努めます。
修繕費に関する事項	施設の老朽化に伴い修繕費は年々増加傾向にあるため、計画的な修繕を行い、コストの削減に努めます。
委託費に関する事項	施設維持管理業務の民間業者への委託等により、経費の削減を図っていますが、他の委託業務についても、長期継続契約の実施等、コストの削減に努めます。
その他の取組	適正な維持管理等による経営の効率化を図り、健全な財政運営に努めます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	本計画は、3年から5年を目途に見直しを行うほか、事業を取り巻く状況の変化や、計画と実績の乖離が著しい場合等にも計画の見直しを行うこととします。
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

小規模下水道事業
(農業集落排水・漁業集落排水・個別排水処理事業の合計)
(単位:千円)

区分	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		(決算)	(決算) (見込)										
1 総収入	益(A)	64,667	64,238	63,664	61,078	60,808	60,554	60,291	60,020	59,728	59,374	58,488	58,139
	業収(B)	23,475	23,466	23,480	23,756	24,031	24,294	24,558	24,784	25,042	25,249	25,473	25,702
2 総支出	料収(C)	23,475	23,466	23,480	23,756	24,031	24,294	24,558	24,784	25,042	25,249	25,473	25,702
	受託工事の他												
3 資本的収入	業外収入	41,192	40,772	40,184	37,322	36,777	36,260	35,733	35,236	34,686	34,125	33,015	32,437
	他会計繰入金	40,890	40,757	40,169	37,307	36,762	36,245	35,718	35,221	34,671	34,110	33,000	32,422
4 資本的支出	イその他	302	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	費用(D)	55,370	60,069	58,591	60,674	57,162	50,413	54,990	50,066	52,188	52,548	46,717	48,456
5 資本的収入	業費	37,577	43,553	43,345	46,697	44,368	38,725	44,428	40,651	43,924	45,440	40,754	43,617
	職員給与												
6 資本的支出	うち退職手当												
	イその他	37,577	43,553	43,345	46,697	44,368	38,725	44,428	40,651	43,924	45,440	40,754	43,617
7 資本的収入	業外費用	17,793	16,516	15,246	13,977	12,794	11,688	10,562	9,415	8,264	7,108	5,963	4,839
	支払利息	17,793	16,516	15,246	13,977	12,794	11,688	10,562	9,415	8,264	7,108	5,963	4,839
8 資本的収入	うち一時借入金利息												
	イその他												
9 資本的収入	収支差引(A)-(D)	9,297	4,169	5,073	404	3,646	10,141	5,301	9,954	7,540	6,826	11,771	9,683
	資本的収入	62,010	67,630	67,704	113,232	79,349	49,737	56,179	53,544	58,560	59,927	51,825	57,218
10 資本的支出	地方債				19,600	9,200							
	うち資本費平準化債												
11 資本的収入	他会計補助金	62,010	66,130	66,204	64,232	56,349	49,737	56,179	53,544	58,560	59,927	51,825	57,218
	他会計借入金												
12 資本的収入	固定資産売却代金												
	国(都道府県)補助金		1,500	1,500	29,400	13,800							
13 資本的収入	工事負担金の他												
	資本的収入	71,283	71,538	72,808	113,354	81,801	59,804	60,930	63,804	65,657	66,123	66,044	66,204
14 資本的支出	建設改良費		3,000	3,000	49,000	23,000							
	うち職員給与												
15 資本的収入	地方債償還金(H)	71,283	68,538	69,808	64,354	58,801	59,804	60,930	63,804	65,657	66,123	66,044	66,204
	他会計長期借入金返還金												
16 資本的収入	他会計への繰出金												
	イその他												
3 収支差引	(F)-(G)	△ 9,273	△ 3,908	△ 5,104	△ 122	△ 2,452	△ 10,067	△ 4,751	△ 10,260	△ 7,097	△ 6,196	△ 14,219	△ 8,986

区分	年 度											
	27年度 (決算)	28年度 (決算) (見込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収支再差引	(J)	24	△ 31	282	1,194	75	550	△ 305	444	630	△ 2,448	697
積立金	(K)											
前年度からの繰越金	(L)	1,915	2,200	2,169	2,451	3,645	3,720	4,270	3,965	4,409	5,038	2,590
前年度繰上充用金	(M)											
形式収支	(N)	1,939	2,200	2,169	2,451	3,645	4,270	3,965	4,409	5,038	2,590	3,288
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)											
実質収支	(P)	1,939	2,200	2,169	2,451	3,645	4,270	3,965	4,409	5,038	2,590	3,288
(N)-(O)	(Q)											
赤字比率	(R)											
	(S)											
収益的収支比率	(T)											
	(U)											
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(V)											
営業収益 - 受託工事収益	(W)	23,475	23,466	23,480	23,756	24,031	24,558	24,784	25,042	25,249	25,473	25,702
地方財政法による 資金不足の比率	(X)											
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(Y)											
健全化法施行令第6条に規定する 解消可能資金不足額	(Z)											
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(AA)											
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	(AB)											
他会計借入金残高	(AC)											
地方債残高	(AD)	923,439	854,901	785,093	720,739	681,538	570,004	506,200	440,543	374,420	308,375	242,170
〇他会計繰入金	(AE)											
年度	(AF)											
区分	(AG)											
収益的収支分	(AH)	40,890	40,757	40,169	37,307	36,762	35,718	35,221	34,671	34,110	33,000	32,422
うち基準内繰入金	(AI)	40,890	40,757	40,169	32,847	32,264	31,236	30,706	30,168	29,620	28,479	27,914
うち基準外繰入金	(AJ)				4,460	4,498	4,482	4,515	4,503	4,490	4,521	4,508
資本的収支分	(AK)	62,010	64,258	64,126	64,232	56,349	49,737	53,544	58,560	59,927	51,825	57,218
うち基準内繰入金	(AL)	31,431	32,008	32,595	33,194	28,266	28,775	29,823	30,362	30,910	31,468	31,238
うち基準外繰入金	(AM)	30,579	32,250	31,531	31,038	28,083	26,885	23,721	28,198	29,017	20,357	25,980
合計	(AN)	102,900	105,015	104,295	101,539	93,111	85,983	88,766	93,232	94,037	84,825	89,640

(単位:千円)

投資・財政計画
(収支計画)

農業集落排水事業
(単位:千円)

区分	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		(決算)	(決算) (見込)										
1 総収入	益(A)	37,017	36,737	36,217	35,869	35,540	35,277	34,997	34,686	34,375	34,032	33,688	33,344
	(1) 営業収益	16,661	16,719	16,782	17,028	17,276	17,517	17,751	17,964	18,185	18,385	18,593	18,808
	了料金収入	16,661	16,719	16,782	17,028	17,276	17,517	17,751	17,964	18,185	18,385	18,593	18,808
	イ受託工事の収益												
	ウその他収益												
(2) 営業外収入	益	20,356	20,018	19,435	18,841	18,264	17,760	17,246	16,722	16,190	15,647	15,095	14,536
	金	20,058	20,008	19,425	18,831	18,254	17,750	17,236	16,712	16,180	15,637	15,085	14,526
	イその他	298	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	費用(D)	30,741	32,848	33,483	35,665	31,949	25,245	29,875	24,770	26,966	27,407	21,408	23,224
	(1) 営業費用	17,008	20,063	21,665	24,833	22,087	16,272	21,808	17,623	20,739	22,102	17,013	19,731
2 総支出	了職員給与												
	うち退職手当												
	イその他	17,008	20,063	21,665	24,833	22,087	16,272	21,808	17,623	20,739	22,102	17,013	19,731
	(2) 営業外費用	13,733	12,785	11,818	10,832	9,862	8,973	8,067	7,147	6,227	5,305	4,395	3,493
	了支払利息	13,733	12,785	11,818	10,832	9,862	8,973	8,067	7,147	6,227	5,305	4,395	3,493
3 収支差引	うち一時借入金利息												
	イその他												
	(A)-(D)	6,276	3,889	2,734	204	3,591	10,032	5,122	9,916	7,409	6,625	12,280	10,120
	(E)	44,115	50,405	52,385	102,102	68,006	38,177	44,398	41,537	46,322	47,454	39,700	44,871
	(F)				19,600	9,200							
1 資本的収入	地方債												
	うち資本費平準化債												
	(2) 他会計補助金	44,115	48,905	50,885	53,102	45,006	38,177	44,398	41,537	46,322	47,454	39,700	44,871
	(3) 他会計借入金												
	(4) 固定資産売却代金												
(5) 国(都道府県)補助金	国(都道府県)補助金		1,500	1,500	29,400	13,800							
	(6) 工事負担金												
	(7) その他												
	資本的収入	50,323	54,271	55,238	102,224	70,458	48,244	49,149	51,797	53,419	53,650	53,919	53,857
	(G)		3,000	3,000	49,000	23,000							
2 資本的支出	建設												
	うち職員給与												
	償還金(H)	50,323	51,271	52,238	53,224	47,458	48,244	49,149	51,797	53,419	53,650	53,919	53,857
	(2) 地方債借入金返還金												
	(3) 他会計へ繰出金												
3 収支差引	繰出金												
	(F)-(G)	△ 6,208	△ 3,866	△ 2,853	△ 122	△ 2,452	△ 10,067	△ 4,751	△ 10,260	△ 7,097	△ 6,196	△ 14,219	△ 8,986

区分	年度												
	27年度 (決算)	28年度 (決算) (見込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	
収支再差引	(J)	(E)+(I)	△ 119	82	1,139	△ 35	371	△ 344	312	429	△ 1,939	1,134	
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)		545	426	508	1,648	1,613	1,984	1,641	1,953	2,382	443	
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(N)	(J)-(K)+(L)-(M)	426	508	1,648	1,613	1,984	1,641	1,953	2,382	443	1,578	
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支	(P)		426	508	1,648	1,613	1,984	1,641	1,953	2,382	443	1,578	
(N)-(O)	(Q)												
赤字比率	(R)	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$											
収益的収支比率	(S)	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$											
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(T)												
営業収益 - 受託工事収益	(U)	16,661	16,719	16,782	17,028	17,517	17,751	17,964	18,185	18,385	18,593	18,808	
地方財政法による 資金不足の比率	(V)	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$											
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(W)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(X)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(Y)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	(Z)	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$											
他会計借入金残高	(AA)												
地方債借入金残高	(AB)	717,240	665,969	613,731	560,507	493,605	444,456	392,659	339,240	285,590	231,671	177,814	
〇他会計繰入金	(AC)												
区分	年度												
収益的収支分	27年度 (決算)	28年度 決算 見込	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	
うち基準内繰入金	20,058	20,008	19,425	18,831	18,254	17,750	17,236	16,712	16,180	15,637	15,085	14,526	
うち基準外繰入金	20,058	20,008	19,425	18,831	18,254	17,750	17,236	16,712	16,180	15,637	15,085	14,526	
資本的収支分													
うち基準内繰入金	44,115	48,905	50,885	53,102	45,006	38,177	44,398	41,537	46,322	47,454	39,700	44,871	
うち基準外繰入金	31,186	31,759	32,341	32,935	28,001	28,505	29,019	29,542	30,075	30,618	31,170	30,934	
うち基準外繰入金	12,929	17,146	18,544	20,167	17,005	9,672	15,379	11,995	16,247	16,836	8,530	13,937	
合計	64,173	68,913	70,310	71,933	63,260	55,927	61,634	58,249	62,502	63,091	54,785	59,397	

(単位:千円)

投資・財政計画
(収支計画)漁業集落排水事業
(単位:千円)

区分	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		(決算)	(決算) (見込)										
収益的収入	1 総収入	27,404	27,256	27,207	24,974	25,039	25,053	25,075	25,121	25,146	25,140	24,604	24,605
	(1) 営業収入	6,685	6,615	6,566	6,596	6,623	6,645	6,675	6,688	6,725	6,732	6,748	6,762
	ア 料金の収入	6,685	6,615	6,566	6,596	6,623	6,645	6,675	6,688	6,725	6,732	6,748	6,762
	イ 受託工事の収入												
	ウ その他												
収益的支出	(2) 営業外収入	20,719	20,641	20,641	18,378	18,416	18,408	18,400	18,433	18,421	18,408	17,856	17,843
	ア 他会計繰入金	20,715	20,636	20,636	18,373	18,411	18,403	18,395	18,428	18,416	18,403	17,851	17,838
	イ その他	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	2 総費用	24,385	26,979	24,871	24,777	24,987	24,947	24,899	25,086	25,018	24,942	25,116	25,045
	(1) 営業費用	20,443	23,361	21,551	21,735	22,152	22,324	22,491	22,899	23,056	23,209	23,612	23,757
資本的収入	ア 職員給与												
	イ 退職手当	20,443	23,361	21,551	21,735	22,152	22,324	22,491	22,899	23,056	23,209	23,612	23,757
	(2) 営業外費用	3,942	3,618	3,320	3,042	2,835	2,623	2,408	2,187	1,962	1,733	1,504	1,288
	ア 支払利息	3,942	3,618	3,320	3,042	2,835	2,623	2,408	2,187	1,962	1,733	1,504	1,288
	イ その他												
資本的支出	3 収支差引	(A)-(D)	(E)	277	2,336	197	106	176	35	128	198	△ 512	△ 440
	1 資本的収入	(F)	17,650	15,065	10,871	11,078	11,290	11,506	11,726	11,951	12,181	11,827	12,043
	(1) 地方債												
	うち 資本費平準化債												
	(2) 他会計補助金	17,650	16,976	15,065	10,871	11,078	11,290	11,506	11,726	11,951	12,181	11,827	12,043
資本的収入	(3) 他会計借入金												
	(4) 固定資産売却代金												
	(5) 国(都道府県)補助金												
	(6) 工事負担金												
	(7) その他												
資本的支出	2 資本的支出	(G)	17,018	17,316	10,871	11,078	11,290	11,506	11,726	11,951	12,181	11,827	12,043
	(1) 建設												
	うち 職員給与												
	(2) 地方債還金												
	(3) 他会計長期借入金返還金												
資本的支出	(4) 他会計への繰出金												
	(5) その他												
	3 収支差引	(F)-(G)	△ 42	△ 2,251									

区分	年 度											
	27年度 (決算)	28年度 (決算 見込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収支再差引	(E)+(I)	(J)	85	197	52	106	176	35	128	198	△ 512	△ 440
積立金	(K)											
前年度からの繰越金	(L)	413	648	733	930	982	1,088	1,264	1,299	1,428	1,625	1,113
前年度繰上充用金	(M)											
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	733	930	982	1,088	1,264	1,299	1,428	1,625	1,113	673
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)											
実質収支	赤字	(P)	733	930	982	1,088	1,264	1,299	1,428	1,625	1,113	673
(N)-(O)	赤字	(Q)										
赤字比率	($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)											
収益的収支比率	($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)											
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)											
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	(S)	6,685	6,596	6,623	6,645	6,675	6,688	6,725	6,732	6,748	6,762
地方財政法による 資金不足の比率	($\frac{(R)}{(S)} \times 100$)											
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)											
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)											
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)											
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	($\frac{(T)}{(V)} \times 100$)											
他会計借入金残高	(W)											
地方債残高	(X)	200,495	166,161	155,290	144,212	132,922	121,416	109,690	97,739	85,558	73,734	61,690
○他会計繰入金			183,477									
区分	年 度											
収益的収支分	27年度 (決算)	28年度 決算 見込	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
うち基準内繰入金	20,715	20,636	20,636	18,373	18,411	18,403	18,395	18,428	18,416	18,403	17,851	17,838
うち基準外繰入金	20,715	20,636	20,636	13,913	13,913	13,913	13,913	13,913	13,913	13,913	13,330	13,330
資本的収支分				4,460	4,498	4,490	4,482	4,515	4,503	4,490	4,521	4,508
うち基準内繰入金	17,650	15,104	12,987	10,871	11,078	11,290	11,506	11,726	11,951	12,181	11,827	12,043
うち基準外繰入金												
合計	38,365	35,740	33,623	29,244	29,489	29,693	29,901	30,154	30,367	30,584	29,678	29,881

(単位:千円)

投資・財政計画
(収支計画)

個別排水処理事業
(単位:千円)

区分	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		(決算)	(決算見込)										
1 総	収益	246	245	240	235	229	224	219	213	207	202	196	190
(1) 営業	収益	129	132	132	132	132	132	132	132	132	132	132	132
	入金	129	132	132	132	132	132	132	132	132	132	132	132
	工事収益												
	その他												
(2) 営業	外収益	117	113	108	103	97	92	87	81	75	70	64	58
	他会社	117	113	108	103	97	92	87	81	75	70	64	58
	繰入金												
	その他												
2 総	費用	244	242	237	232	226	221	216	210	204	199	193	187
(1) 営業	費用	126	129	129	129	129	129	129	129	129	129	129	129
	給与												
	退職手当												
	その他	126	129	129	129	129	129	129	129	129	129	129	129
(2) 営業	外費用	118	113	108	103	97	92	87	81	75	70	64	58
	支払	118	113	108	103	97	92	87	81	75	70	64	58
	一時借入金												
	利息												
	その他												
3 収支差引	(A)-(D)	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
1 資本的	収入	245	249	254	259	265	270	275	281	287	292	298	304
(1) 地方	債												
	うち資本費平準化												
	債												
(2) 他会社	補助金	245	249	254	259	265	270	275	281	287	292	298	304
(3) 他会社	借入金												
(4) 固定資産	売却代金												
(5) 国(都道府県)	補助金												
(6) 工事	負担金												
(7) その他	の												
2 資本的	支出	245	249	254	259	265	270	275	281	287	292	298	304
(1) 建設	改良費												
	うち職員給与												
(2) 地方	償還金	245	249	254	259	265	270	275	281	287	292	298	304
(3) 他会社	長期借入金												
(4) 他会社	へ繰入金												
(5) その他	の												
3 収支差引	(F)-(G)												

区分	年 度											
	27年度 (決算)	28年度 (決算) (見込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収支再差引	(E)+(I) 2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
積立金	(K)											
前年度からの繰越金	(L) 1,002	1,004	1,007	1,010	1,013	1,016	1,019	1,022	1,025	1,028	1,031	1,034
前年度繰上充用金	(M)											
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) 1,004	1,007	1,010	1,013	1,016	1,019	1,022	1,025	1,028	1,031	1,034	1,037
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)											
実質収支	黒字 (P) 1,004	1,007	1,010	1,013	1,016	1,019	1,022	1,025	1,028	1,031	1,034	1,037
(N)-(O) 赤字 (Q)												
赤字比率	($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)											
収益的収支比率	($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)											
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R) 129	132	132	132	132	132	132	132	132	132	132	132
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)											
地方財政法による 資金不足の比率	($\frac{(R)}{(S)} \times 100$) (T)											
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(U)											
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(V)											
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(W)											
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	($\frac{(T)}{(V)} \times 100$) (X)											
他会計借入金残高	(W)											
地方債残高	(X) 5,704	5,455	5,201	4,942	4,677	4,407	4,132	3,851	3,564	3,272	2,970	2,666
〇他会計繰入金												
(単位:千円)												
区分	27年度 (決算)	28年度 決算 見込	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分	117	113	108	103	97	92	87	81	75	70	64	58
うち基準内繰入金	117	113	108	103	97	92	87	81	75	70	64	58
うち基準外繰入金												
資本的収支分	245	249	254	259	265	270	275	281	287	292	298	304
うち基準内繰入金	245	249	254	259	265	270	275	281	287	292	298	304
うち基準外繰入金												
合計	362	362	362	362	362	362	362	362	362	362	362	362